

岐阜県公報

第二千七百四十号
平成二十八年四月十五日

(金曜日)

目次

告 示

道路の区域変更
道路の供用開始

(道路維持課)二五〇
(同)二五四

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件
公共測量の実施
公共測量の終了
大垣都市計画の図書の縦覧
各務原都市計画の図書の縦覧
落札者等に関する公示

(商業・金融課)二五四
(用地課)二五五
(同)二五五
(都市政策課)二五七
(同)二五七
(水道企業課)二五七

正 誤

大規模小売店舗の新設の届出に関する件中訂正
保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知中訂正

(商業・金融課)二五八
(治山課)二五八

告 示

岐阜県告示第二百八十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年四月十五日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 別前 後	敷地の幅 員 (メートル)	延 長 員 (メートル)	備 考
一般 国道	四百七十 一号	高山市上宝町岩井戸字沖 巾平一九七番七地先から 同 市同 町同 字裏 石平一六六番五地先まで	前 後	二三・〇 二九・六	一〇四・二 一〇四・二	

岐阜県告示第二百八十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年四月十五日から二週間岐阜県土整備部道路維

持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
一般国道	三百六十号	飛騨市河合町天生字金つめ谷三八四番一	地先地内	後 前	三・四 二七・〇	四・八 八・一	七・四 七・四

岐阜県告示第二百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年四月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
一般国道	三百六十号	飛騨市河合町天生字庄屋谷三八三番一	地先地内	後 前	三・四 四・六	一・八 二・四・七	一・五・九 一・五・九

岐阜県告示第二百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年四月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
一般国道	三百六十号	飛騨市河合町元田字保木ノ平山八八二番一	地先から	後 前	一〇・二 三・〇・七	九・九 一四・八	一七・二 一七・二

岐阜県告示第二百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年四月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
一般国道	三百六十号	飛騨市河合町元田字保木ノ平山八八二番一	地先から	後 前	一〇・二 三・〇・七	九・九 一四・八	一七・二 一七・二

一般 国道 号	三百六十	飛驒市河合町天生字丸尾 三八五番四地先地内	後	前	区域 変更 別後	敷地の幅 員 （メートル）	延長 （メートル）	備考
			一四・八 三九・三	一〇・四 三・五			一四・一	

岐阜県告示第二百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年四月十五日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

岐阜県知事 古田 肇

一般 国道 号	三百六十	飛驒市河合町天生字畑ヶ 洞三七八番一地先地内	後	前	区域 変更 別後	敷地の幅 員 （メートル）	延長 （メートル）	備考
			一三・五 二四・一	一三・五 二七・八			二・四	

岐阜県告示第二百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年四月十五日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

岐阜県知事 古田 肇

一般 国道 号	三百六十	飛驒市河合町天生字庄屋 谷三八三番一八地先から 同市同町同字同 三八三番一五地先まで	後	前	区域 変更 別後	敷地の幅 員 （メートル）	延長 （メートル）	備考
			二四・三 四・四	二二・二 三・七			五・五	

岐阜県告示第二百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年四月十五日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

岐阜県知事 古田 肇

一般 国道 号	四百七十	飛驒市宮川町大無雁字ど んたいら二一四五番一 先から 同市同町小谷字小谷 とや三番一地先まで	後	前	区域 変更 別後	敷地の幅 員 （メートル）	延長 （メートル）	備考
			三六・一 五・九	三三・二 四・一			二七・六	

岐阜県告示第二百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年四月十五日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類		路線名		区間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考	
一般国道	三百六十号	飛騨市宮川町大無雁字ど んたいら一四七番二地 先から	同市同町同字同 一四五番一地 先まで	後	前	三七・七 三七・七							

岐阜県告示第二百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年四月十五日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類		路線名		区間		延長		供用開始の期日		備考	
一般国道	三百六十号	飛騨市河合町天生字庄屋谷三 八三番一五地先地内		延 （メ） ト長	の 期 日	平成 二六・四・一五	平成 二六・四・一五	平成 二六・四・一五	平成 二六・四・一五	平成 二六・四・一五	平成 二六・四・一五

岐阜県告示第二百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年四月十五日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類		路線名		区間		延長		供用開始の期日		備考	
一般国道	三百六十号	飛騨市宮川町打保字保木平八 二五番一〇地先から	同市同町同字同 二七番一〇地先まで	延 （メ） ト長	の 期 日	平成 二六・四・一五	平成 二六・四・一五	平成 二六・四・一五	平成 二六・四・一五	平成 二六・四・一五	平成 二六・四・一五

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第四項により同法第六条第二項による届出とみなし次のとおり公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年四月十五日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべ

き事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年四月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年三月三十一日

二 届出者の氏名又は名称

木村 千世子

宮崎 満彦

大洞 源六

三 建物の名称及び所在地

スギ薬局島店

岐阜市北島七丁目三番地八 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 一、三七五平方メートル

(変更後) 一、六五九平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 建物内北西側 一〇立方メートル

(変更後) 建物内北側 一〇立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時～午後九時

(変更後) 午前九時～翌日午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 第一駐車場 一 午前九時～午後十時

第二駐車場 二 午前九時～午後十時

(変更後) 第一駐車場 一 午前九時～午後十時

第二駐車場 二 午前九時～午後十時

(変更後) 第三駐車場 一 午前八時三〇分～翌日午前零時三〇分

第一駐車場 二 午前八時三〇分～翌日午前零時三〇分

第二駐車場 午前八時三〇分～午後十時

第三駐車場 午前八時三〇分～午後十時

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設ナンパー一 午前六時～翌日午前一時

荷さばき施設ナンパー二 午前六時～翌日午前一時

(変更後) 荷さばき施設ナンパー一 午前六時～午後十一時

荷さばき施設ナンパー二 午前八時～午後九時

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により神戸町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

神戸町

二 作業種類

公共測量(基準点測量)

三 作業期間

平成二十八年四月一日から

同 年六月三十日まで

四 作業地域

安八郡神戸町大字西保地内

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条

第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十七年十二月十四日から

同 二十八年三月三十日まで

四 作業地域

多治見市及び土岐市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により下呂市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

下呂市

二 作業種類

公共測量（数値図化修正）

三 作業期間

平成二十七年九月一日から

同 二十八年三月十七日まで

四 作業地域

下呂市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により海津市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

海津市

二 作業種類

公共測量（数値図化修正）

三 作業期間

平成二十七年七月三十一日から

同 二十八年三月十五日まで

四 作業地域

海津市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐南町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐南町

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業期間

平成二十七年十二月二十二日から

同 二十八年三月十八日まで

四 作業地域

羽島郡岐南町

大垣都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

大垣都市計画下水道

大垣市公共下水道

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び大垣市都市計画部都市計画課

大垣都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

大垣都市計画用途地域

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び大垣市都市計画部都市計画課

各務原都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

各務原都市計画用途地域

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び各務原市都市建設部都市計画課

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十八年四月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 購入物品の名称及び数量 岐阜県東部広域水道事務所中津川浄水場、山之上浄水場及び川合浄水場で使用する電気（予定数量）8,276,200kWh
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成28年 1月18日
- 4 落札者を決定した日 平成28年 3月2日
- 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中東区東新町1番地

中部電力株式会社

代表取締役社長 勝野 哲

6 落札金額 156,045,006円

7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

(1) 部署の名称 岐阜県東部広域水道事務所総務課管理調整係

(2) 所在地 瑞浪市釜戸町2190番地12

正 誤

(原稿誤り)

平成二十八年三月十八日第二千七百三十一号 大規模小売店舗の新設の届出に関する件一七八頁上段後から三行目中「株式会社パローホールディングス」は、「中部薬品株式会社」の誤り。

正 誤

(原稿誤り)

平成二十七年八月二十八日第二千六百七十七号 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(岐阜県告示第四百九十三号)五九三頁上段後から九行目中「石浦町三六八九の一から三六八九の一まで」は、「石浦町三六八八の一(次の図に示す部分に限る)」、三六八九の一から三六八九の一まで」の誤り。

平成二十八年四月十五日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三一
岐阜文芸社